

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 四九〇
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四九〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四九一
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四九二
- 漁業災害補償法による届出に係る件 四九三

- 特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件三件 四九〇
- 土地改良事業計画を変更すること を適当と決定した件 四九一
- 保安林の指定をする予定である旨 通知があった件 四九二
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件 四九二
- 特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請があった件 四九三
- 採石業務管理者試験を実施する件 四九三

## 告 示

### 福島県告示第五百四十七号

公印を次のように改刻し、平成二十二年八月二十四日その使用を開始する。  
平成二十二年八月二十四日

職印

福島県知事 佐藤 雄平

番号	公印の名称	印	影	公印管理者

23

福島県現金出納員印



福島県立川口高等学校  
の福島県現金出納員

(文書法務課)

### 福島県告示第五百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十二年八月二十四日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	指 定 年 月 日
八子リウマチ・内科・整形 外科クリニック	福島市森合字屋敷下三六一	同	同	平成二十二年一月一日
会津若松市夜間急病センター	会津若松市山鹿町一―三二	同	同	同 年 四 月 一 日
佐藤医院	伊達郡川俣町字五百田二〇―九	同	同	同 年 六 月 一 日
蒲生クリニック	双葉郡楡葉町下小埸字月山寺後二五―一	同	同	同 年 四 月 一 日
みかわだいの歯科小児歯科	福島市野田町一―四―八一	同	同	同 年 五 月 一 日
医療法人にしはら歯科クリニク	双葉郡浪江町権現堂字下柳町二二	同	同	同 年 六 月 一 日
ゼネファーム薬局根崎店	二本松市根崎二―一九九	同	同	同 年 一 月 一 日
あいさい薬局	福島市西中央三―二四―二	同	同	同 年 一 月 一 日
アイル薬局上野寺店	同 市上野寺字西原一八―二	同	同	同 年 七 月 一 日
スマイル薬局二本松店	二本松市正法寺町一九九―一	同	同	同 年 一 月 一 日
スマイル薬局小高店	南相馬市小高区上町二―三九―一	同	同	同 年 一 月 一 日
ふれあい薬局本宮店	本宮市本宮字南町裡一〇九―一七	同	同	同 年 一 月 一 日
スマイル薬局本宮店	同 市荒井字東学壇一〇―一	同	同	同 年 一 月 一 日

ふくしま訪問看護ステーション 福島市鳥谷野字中ノ内三二一メゾンばん 同 年五  
しょう一〇四 (社会福祉課) 月一日

福島県告示第五百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十二年八月二十四日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄 平  
八子整形外科医院 福島市森合字屋敷下三六一二 平成二十二年二月三十一日  
廃止年月日

医療法人社団川桁医院 耶麻郡猪苗代町大字川桁字宮ノ西四一一 平成二十二年三月三十一日

会津若松市夜間急病センター 会津若松市城前二一八 同

野崎内科医院 伊達郡川俣町字八反田二八 同

伊藤医院 耶麻郡西会津町野沢字上原乙二二九六 同

佐藤医院 伊達郡川俣町字五百田二〇 同

蒲生歯科医院 双葉郡檜葉町下小墾字月山寺後二五一一 同

にしはら歯科クリニック 同 郡浪江町権現堂字下柳町二二 同

三河台歯科医院 福島市野田町一―一四―八一 同

わかば薬局 双葉郡双葉町長塚字町四七―三 同

清水屋大竹薬局 南会津郡南会津町山口字村上二一四八 同

スマイル薬局小高店 南相馬市小高区上町二―三九―一 同

スマイル薬局二本松店 二本松市正法寺町一九九―一 同

ふれあい薬局本宮店 本宮市本宮字南町裡一〇九―一七 同

スマイル薬局本宮店 同 市荒井字東学壇一〇―一 同

ふくしま訪問看護ステーション 福島市鳥谷野字中ノ内一六一―鳥谷野コーポラス一〇三三 同

福島県告示第五百五十号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。  
平成二十二年八月二十四日

氏名 住所 施術所名 福島県知事 佐藤 雄 平  
山田晶一 南相馬市小高区田 みなみ相馬整 南相馬市原町区零字 平成二十二年六月二四日  
町二七五 骨院 塔場下三一九―二 (社会福祉課)

福島県告示第五百五十一号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人牛渡広記ほか一名からの平成二十二年八月二日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百五十二号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人小野保ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百五十三号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百五十四号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百五十五号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百五十六号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百五十七号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百五十八号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百五十九号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百六十号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百六十一号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百六十二号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百六十三号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百六十四号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百六十五号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百六十六号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県告示第五百六十七号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伊藤良一ほか一名からの平成二十二年八月三日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成二十二年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、田村市が小滝沢地区基盤整備促進事業（農道）に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

（水産課）

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十二年八月二十五日から  
同 年九月十三日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
田村市都路行政局

（農村計画課）

福島県告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
東白川郡棚倉町大字小爪字山下五七、一〇三の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
（一）主伐は、択伐による。  
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

公 告

公告第三百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年八月九日
- 二 名称  
NPO法人ワークシェアリングこの指とまれ
- 三 代表者の氏名  
伊藤 夕夏
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市中村一丁目一番七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、白血病やがん治療に於いて後遺症としての脱毛・無毛となってしまう患者及び看護家族に対して、この時期の日常生活（闘病生活）を快適に過ごすためのツールを提案する事、合わせてメンタル面でのケアをサポートする事を目的とする。

（文化振興課）

公告第三百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年八月十二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ピーターパンネットワーク
- 三 代表者の氏名  
穴沢 信弥
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市住吉町二十番二十号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障がい者及びその家族の人たちに対して、それぞれの地域で、安心と広がりのある暮らしが実現できるために必要な事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

## 公告第三百十五号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第三十九回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

## 一 試験日時

平成二十二年十月八日（金）午前十時から正午まで

## 二 試験の場所

南東北総合卸センター組合会館中会議室（郡山市喜久田町卸一丁目一番一号）

## 三 受験願書の提出期限

平成二十二年九月十日（金）。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの消印のあるものを有効とする。

## 四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

## 五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること（消印はしないこと）。

## 六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、あて先明記の八千円切手をはった返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

（企業立地課）

（文化振興課）